

## 青梅市居住支援協議会設置要綱

### 1 設置

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第81条の規定にもとづき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育している者その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下これらを「住宅確保要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する必要な措置等を協議および検討するため、青梅市居住支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居および居住の安定確保の支援に関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。
- (4) 第2号の事項にかかる関係機関の連携に関すること。
- (5) その他青梅市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項に関すること。

### 3 組織

協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 不動産関係団体に所属する者 2人以内
- (2) 居住支援団体等に所属する者 2人以内
- (3) 都市整備部長
- (4) 地域福祉課長
- (5) 高齢者支援課長
- (6) 障がい者福祉課長
- (7) 子育て応援課長
- (8) 住宅課長

### 4 任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

## 5 委員長および副委員長

- (1) 協議会に委員長および副委員長を置き、委員が互選する。
- (2) 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 6 会議

- (1) 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

## 7 報告

委員長は、必要に応じて委員会の会議の経過および意見等を市長に報告する。

## 8 部会

協議会は、第2項各号に規定する所掌事項を円滑に処理するために、部会を置くことができる。

## 9 会議の公開

協議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

## 10 守秘義務

協議会の委員は、協議会の会議の内容その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 11 庶務

協議会の庶務は、住宅担当課において処理する。

## 12 実施期日

この要綱は、令和8年4月7日から実施する。